

令和4年度高知県地域観光商品造成等委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和4年度高知県地域観光商品造成等委託業務

(2) 事業の目的

地域が主体となった全国から選ばれる観光地域づくりを進めるため、「土佐の観光創生塾」(以下「塾」という。)の運営を行い、旅行に関する最新トレンドや旅行者のニーズ、観光地域づくりを推進するために必要な知識を学ぶ講座を開催することにより、観光人材のスキルアップを図る。また、観光商品の造成・磨き上げ・販売を実践する意欲のある人材を対象として、講座や地域コーディネーターの個別支援を中心に、事業者の個別の課題解決や一定の品質を確保した商品とするために必要な磨き上げを行い、商品造成力の強化や、地域での消費拡大を目指した事業者間の連携強化を図るとともに、顧客満足度の向上やPRの強化等により継続した販売につながる商品の造成につなげる。

(3) 事業内容

ア 塾の開催

塾に参加する目的や熟度に合わせた3つのコースを開催し、事業の目的を達成するための支援を行うこと。

(ア)基礎編

観光を学びたい人を対象に、旅行に関する最新トレンドや旅行者ニーズ等、観光の基礎的な知識を講座で学ぶ。※下部(イ)「実践編」の講座をオンラインで配信し、会場又はオンラインのいずれかで受講してもらう方法で実施する。

(イ)実践編

観光商品の造成、磨き上げ、販売を実践する意欲のある人材を対象に、講座とワークショップを行い、受講者の商品の造成・磨き上げ、OTA(オンライントラベルエージェント)等での販売や、地域での消費拡大を目指した事業者連携を目指す。

(ウ)高付加価値化編

観光商品の造成、磨き上げ、販売を実践する意欲のある人材を対象に、地域コーディネーターによる支援を行い、旅行の少人数化等のニーズの変化に対応する(消費単価を上げる)ための戦略の策定及び商品の高付加価値化に取り組む。

イ 地域コーディネーターによる支援

「実践編」及び「高付加価値化編」受講者に対して、一定の品質を確保し、顧客満足度の向上に繋がる商品とするための磨き上げやPRの強化等を行い、継続した販売につなげるとともに、地域での消費拡大を目指した事業者同士の連携を促進するための支援を、広域観光組織(※)と連携し実施すること。

また、「高付加価値化編」受講者に対して、継続的な観光事業の運営につなげる

ための戦略の策定や、戦略を実践するための個別支援を、広域観光組織と連携し実施すること。

なお、地域コーディネーターの活動日数は契約期間中に延べ 240 日程度とし、活動に必要な人数を確保すること。※令和3年度6名(参考)

※広域観光組織

地域が主体となった、全国からの誘客につながる観光地域づくりを推進するため、複数市町村を一体とした観光地域として、広域観光振興計画に基づき、マーケティングやプロモーション、旅行商品の造成・販売、観光人材の育成等の機能を担っている、広域での観光地域づくりの中心的役割を担う組織。

＜参考＞ 令和4年3月2日現在の広域観光組織

(一社)高知県東部観光協議会、(一社)物部川DMO協議会、
(一社)土佐れいほく観光協議会、(一社)仁淀ブルー観光協議会、
奥四万十観光協議会、(一社)幡多広域観光協議会

(4) 委託期間

契約締結日から令和5年3月 31 日まで

2 見積限度額

30,915千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「令和4年度高知県地域観光商品造成等委託業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(又は契約締結時まで登録が予定されている)者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (7) 観光人材の育成及び自然体験型観光などの観光商品の造成に関する専門的な知識や経験を有する者であること

6 質疑と回答

資格要件及び企画提案書の作成・審査等に関する質疑は、令和4年3月7日(月)午後5時まで、質疑書(様式1)により、持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX、又は電子メールで受け付けます。FAX又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は3月11日(金)午後5時まで当課のホームページに掲載します。(URL= <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020601/>)

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(様式2)及び資格要件の確認書類(様式3)等により申込をしてください。申込に当たっての提出書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書(様式2)	A4縦	1部
2	資格要件確認書(様式3)	A4横	1部
3	法人等概要書(様式自由)	A4縦	1部
4	観光人材育成の取組、観光商品造成等、本仕様書に定める業務に関連する実績一覧表(様式自由)	A4縦	1部
5	都道府県税の納税証明書	—	1部
6	消費税及び地方消費税の納税証明書	—	1部

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

イ 提出期限

令和4年3月15日(火)午後5時(必着)

ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県 観光振興部 地域観光課 TEL 088-823-9706

(2) 複数の事業者による共同提案(JV)の場合の留意事項

ア 幹事者を決め、「参加申込書(様式2)」は幹事者が提出してください。

イ 全ての共同提案者について、「共同提案者一覧(様式2別添)」に記入のうえ、「共同企業体協定書」(写し)と併せて提出してください。

ウ 幹事者及び全ての共同提案者について、「資格要件確認書(様式自由)」、「法人等概要書(様式自由)」、「都道府県税の納税証明書」、「消費税及び地方消費税の納税証明書」を提出してください。

エ 「参加申込書(様式2)」を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合は提出期限までに、変更後の「参加申込書(様式2)」、「共同提案者一覧(様式2別添)」及び「共同企業体協定書」(写し)を提出してください。

オ 共同体の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他の共同体の構成員として参加することはできません。

(3) 資格要件の確認

高知県観光振興部地域観光課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和4年3月18日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「令和4年度高知県地域観光商品造成等委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

9 審査

別途定める「令和4年度高知県地域観光商品造成等委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

10 審査結果

審査結果は、令和4年4月11日(月)(予定)までに、全ての参加者に文書で通知します。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開制度

[\[https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html\]](https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html)

11 日程

令和4年3月3日(木) 募集開始

令和4年3月7日(月) 資格要件及び企画提案書の作成・審査等の
質疑提出×切(回答 3月11日(金))

令和4年3月15日(火) 参加申込及び資格確認書類提出×切
(確認結果通知 3月18日(金))

令和4年3月25日(金) 企画提案書の提出×切

令和4年4月8日(金) 審査委員会(プレゼンテーション)(予定)

令和4年4月11日(月) 審査結果通知(予定)

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式4により提出してください。

開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 問合せ先

高知県 観光振興部 地域観光課

担当者 溝淵・富田

TEL 088-823-9706

FAX 088-823-9256

E-mail 020601@ken.pref.kochi.lg.jp

14 その他

- (1) 参加申込書(様式2)提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本としますが、協議により変更・修正を加える場合があります。
- (5) 令和4年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがあります。